

	変更箇所	内容	理由	ページ
I 基本 情報	2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
	システム1			
	①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)		
	②システムの機能	<1. ~9. 省略> 10. コンビニ交付システムへの連携 住民票等の各種証明書に記載する情報をコンビニ交付システムと連携する	下線部分追加	3
	③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他(コンビニ交付システム)		
システム5		新規追加	6	
①システムの名称	コンビニ交付システム			
②システムの機能	1. 既存システム連携機能 住民票等の各種証明書の記載事項に変更または新規作成が発生した場合に、既存業務システムからデータを受信し、各種証明書に記載する情報を更新する。 2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、住民票等の各種証明書データを作成し、送付する。			
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他(証明書交付センター)			
4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由				
①事務実施上の必要性	<(1)~(2)省略>	下線部分変更	7	
	(3) 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)			

	変更箇所	内容	理由	ページ
I 基本 情報	(別添1)事務の内容			
	「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)		一部追加	8
	(図)	別紙「全項目評価書中(別添1)事務の内容」参照		
	(備考)コンビニエンスストアにおける証明書発行事務について追記			
	(備考)	1. 住民基本台帳の記載に関する事務 1-④更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。 2. 住民基本台帳の記載変更に関する事務 2-④更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。 3. 住民基本台帳の削除に関する事務 3-④更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。 <4. ~10. 省略> 11. コンビニエンスストアにおける証明書交付事務 11-①証明書交付センターからコンビニ交付システムサーバに申請情報を送信する。 11-②コンビニ交付システムから証明書交付センターに各種証明書のPDF形式データを送信する。	下線部分追加	9
II 特定 個人 情報 ファ イル の 概 要	1 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル		
	2 基本情報			
	⑤保有開始日	平成27年8月1日	下線部分変更	12
	4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
	委託の有無	[委託する] (3)件	下線部分変更	14
	委託事項3 コンビニ交付システムのサービス利用		新規追加	15
	①委託内容	コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務		
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]		
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]		
	対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様		
その妥当性	コンビニ交付システムと既存住基システムとの連携には専門的な知識を有する必要がある、既存住基システム運用保守業務の委託先と同じ民間事業者に委託することで、コンビニ交付システムの安定した稼働が可能となる。			
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]			
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (特定のコンビニ交付システム端末の直接操作)			
⑤委託先名の確認方法	・高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。 ・行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。			
⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社			
⑦再委託の有無	[再委託しない]			

変更箇所		内容	理由	ページ	
II 特定個人情報ファイルの概要	6 特定個人情報の保管・消去				
	①保管場所	<p><高槻市における措置> 入退室管理(※)を行っている部屋(電算機室)に設置したホストコンピュータ内及びコンビニ交付システムサーバに保管する。 ※電算機室への入退室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより電算機室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	下線部分追加	30	
	③消去方法	<p><高槻市における措置> 本市では、既存住基システムのデータベースに記録されたデータが、他業務における個人を特定する基礎資料として利用されているため、消去は行わない。ただし、コンビニ交付システムに関しては、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は、消去すべきデータについては論理削除により特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップすることにより、物理的削除も行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	下線部分追加	30	
	1 特定個人情報ファイル名	(2)本人確認情報ファイル			
	2 基本情報				
	⑤保有開始日	平成27年8月1日		下線部分変更	31
	1 特定個人情報ファイル名	(3)送付先情報ファイル			
	2 基本情報				
	⑤保有開始日	平成27年10月5日		下線部分変更	36

変更箇所	内容	理由	ページ	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	1 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル			
	2 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・情報の入手元は職権によるものを除き本人に限定されるため、届出窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、その上でシステムへの情報登録を行っている。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・コンビニ交付システムは、個人番号カードを使用して認証を受けた本人及び同一世帯人からの交付請求に対してのみ証明書の発行を行う。	下線部分追加	53
	3 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持出しを禁止している。 ・特定個人情報ファイルは、業務システムの権限を付与した者以外は業務システムから外部に出力できないようシステム上で制限している。 ・コンビニ交付システムでは保有する住民基本台帳ファイルの操作や保存を行うことができないよう、システムで制御されている。	下線部分追加	54
	7 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	[定めていない] (消去を行わない理由) ・本市では、住民基本台帳のデータが、他業務における個人特定の基礎資料として利用されている。このため、特定の期間で消去してしまうと、税の収納事務などで不都合を生じるおそれがある。 (コンビニ交付システムにおける消去手順) ・コンビニ交付システムに関しては、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は消去すべきデータについて論理削除を行い特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップすることにより、物理削除も行う。	下線部分追加	60
V 問合せ請求、	2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 市民生活部 市民課 電話:072-674-7067 ファックス:072-661-6666	下線部分変更	76
Ⅵ 評価実施手続	1 基礎項目評価 ①実施日	平成28年7月1日	下線部分変更	77
	2 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市広報、ホームページ等で実施についての案内をし、平成28年7月1日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により市民等からの意見を募集する。	下線部分変更	77
	②実施日・期間	平成28年7月1日から平成28年8月1日	下線部分変更	77
	3 第三者点検 ①実施日	平成28年11月予定	公表時には点検実施日記載	77